

人権教育指導資料

人権教育推進パンフレット



奈良県教育委員会

は じ め に

奈良県では、平成10(1998)年3月に「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画を策定しました。そして、人権教育推進の基本的姿勢として、「県民が主体となる人権教育の推進」「人を大切にする施策の推進」「同和教育等の成果を踏まえた人権教育の推進」を挙げ、人権という普遍的文化の創造をめざし、県民一人一人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現に向け取り組むこととしました。

奈良県教育委員会は、昭和41(1966)年「同和教育の推進についての基本方針」を策定し、「人権尊重の精神に徹し、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育てる」ことをめざして、同和教育を積極的に推進してきました。

そして、多くの人々の努力もあり、同和地区児童生徒の部落差別に起因する長欠不就学の解消、高校・大学進学率の向上、さらには多様な職種への就労など、相当の成果をあげてきました。さらに、すべての児童生徒の教育の機会均等と進路の保障、さまざまな人権問題の解決と県民の人権意識の向上に大きな成果をみてきています。

しかし、依然として存在する差別意識の解消、国際化、少子高齢化、高度情報化等の社会の急激な変化にともなう新たな人権課題等、今後対応すべき人権に関する課題が存在しています。これまでの同和教育の成果を生かしながら、人間の尊厳を改めてとらえ直し、人権尊重の理念を日常生活レベルで具体化することが一層求められます。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、各保育所・幼稚園・学校において人権教育を具体的に推進するために、「人権教育推進プラン」を策定することとしました。

この「人権教育推進プラン」では、「人権教育を進める基本的視点」として人権が尊重される学校文化の具体像を明らかにするとともに、人権教育推進の基本方向を「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」という側面からとらえ、それらを具体的に推進するために大切にしたい内容について示しています。各学校等における子ども、地域等の実態を踏まえ独自の人権教育推進計画の策定等に、この「人権教育推進プラン」を参考にさせていただくよう期待するものです。

「人権教育推進プラン」の策定にあたっては、「人権教育推進プロジェクトチーム」(学識経験者等からなる委員会及び教職員等からなる幹事会で構成)を設置し、真剣な論議と検討をいただきました。策定に関して、御尽力いただいた方々に、改めて感謝の意を表します。

平成13(2001)年

奈良県教育委員会

教育長 藤原 昭

目 次

推進プランの策定にあたって	1
(1) 人権をめぐる今日の状況	1
(2) 人権教育を進める基本的視点	2
(3) これまでの取組がめざしてきたもの	4
人権教育を推進するうえでの課題として	6
(1) 基盤となる人権意識を確立する課題	6
(2) さまざまな差別問題、人権侵害を克服する課題	6
(3) 同和問題の解決に関する課題	7
人権教育推進の基本方向として	8
(1) 教育を受ける権利の保障を通して	8
(2) 人権についての理解を深める教育として	8
(3) 人権を尊重する主体を育てる教育として	9
(4) 人権が尊重される教育として	10
具体的推進に向けて	11
(1) 学校において大切にしたい内容	11
教育を受ける権利の保障を通して	11
人権についての理解を深める教育として	12
人権を尊重する主体を育てる教育として	13
人権が尊重される教育として	14
内容例一覧表	16
(2) 各校における人権教育推進計画の策定	18
人権教育推進体制の整備	
人権教育推進計画の策定	
(3) 教職員研修の充実	20
研修の内容について	
研修の形態について	
研修の手法について	
(4) 家庭・地域社会との連携	22
家庭との連携	
地域社会との連携	
地域諸団体とのネットワークづくり	
人権教育推進プラン全体概要図	24
資 料	
「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画（概要版）	25